沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第1 20条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年8月29日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 上 原 亀 一

(定義)

- 第1 この指示における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
 - (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
 - (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
 - (4) ゾウリエビ漁業とは、ゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
 - (5) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
 - (6) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
 - (7) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。
 - (8) 潜水器漁業とは、潜水器(簡易潜水器を含む。)により水産動植物を採捕する漁業をいう。
 - (9) 固定式刺網漁業とは、海底に網を垂直に立て、魚やエビ等を網目に刺させ、又は絡ませることにより採捕する漁業をいう。

(操業の承認)

第2 当該海域において、第1(2)から(9)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書(第1号様式)、操業しようとする区域を代表する漁業団体からの操業同意書(第2号様式)及びその他沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第3 委員会は、第2若しくは第7の規定により承認したとき、又は第8の規定により申請のあったときは、漁業操業承認証(第3号様式)を交付する。

(承認証の携帯義務)

第4 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、第3の漁業操業承認証を携帯しなければ ならない。

(承認旗章の掲揚)

第5 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、承認旗章(第4号様式)を船舷1メート ル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の制限又は条件)

第6 委員会は、漁場の利用に関する紛争の防止、その他漁業調整のため必要があるときは、操業の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

(承認内容の変更)

第7 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、漁業操業承認内容変更申請書(第5号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付の申請)

第8 承認を受けた者は、第3の漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、漁業操業承認 証再交付申請書(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(みた) 承認)

第9 操業時に南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における第1(2)から(7)までに規定する漁業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における第1(2)から(7)までに規定する漁業について、それぞれ第2に規定する承認を受けたものとみなす(以下「みなし承認」という。)。ただし、みなし承認に該当する漁業については、第3から第8までの規定を適用しない。

(漁獲実績の報告)

第10 第2又は第7に規定する承認を受けた者(みなし承認に該当する漁業を除く。)は、毎年1月から12 月までの当該承認に係る漁業の漁獲実績を、漁獲実績報告書(第7号様式)により、翌年の1月31日まで に委員会に提出しなければならない。

- 2 みなし承認に該当する漁業を操業した者は、毎年1月から12月までの当該漁業に係る漁獲実績を、翌年 の1月31日までに操業した区域を代表する漁業団体に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた漁業団体は、当該報告をとりまとめ、漁獲実績報告書(第7号様式)により、報告対象年の翌年の3月31日までにその所在する村を経由して委員会に提出しなければならない。 (指示の有効期間)

第11 この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

別表

1 海域の位置

次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

(点の位置)

点イ 北緯25度52.300分、東経131度13.150分

点口 北緯25度52.666分、東経131度14.800分

点ハ 北緯25度52.266分、東経131度16.283分

点二 北緯25度51.133分、東経131度16.916分

点ホ 北緯25度49.616分、東経131度16.400分

点へ 北緯25度48.733分、東経131度15.816分

点卜 北緯25度48.350分、東経131度13.883分

点チ 北緯25度49.316分、東経131度12.366分

2 海域の位置

次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

(点の位置)

点イ 北緯25度58.116分、東経131度16.800分

点口 北緯25度57.683分、東経131度18.116分

点ハ 北緯25度57.733分、東経131度19.283分

点二 北緯25度57.383分、東経131度20.516分

点ホ 北緯25度55.683分、東経131度19.700分

点へ 北緯25度55.383分、東経131度18.483分

点卜 北緯25度55.850分、東経131度17.283分

点チ 北緯25度57.116分、東経131度16.800分